

「北海道消費生活条例の一部を改正する条例（素案）」への意見提出用紙

住 所	〒０６０－０００３ 札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館西棟
氏 名 団 体 名	いっばんしゃだんほうじん ほっかいどうしょうひしきょうかい 一般社団法人 北海道消費者協会
電 話 番 号	０１１－２２１－４２１７

意 見
１．平成２５年２月から施行された「特定商取引に関する法律」の改正に伴う、今回の北海道消費生活条例の一部を改正する条例素案は、特定商取引に関する法律の改正の趣旨に鑑み、本条例の全体において、事業者が消費者から物品を購入する取引も対象であることを明確にすることであり、できるだけ早期に施行されたい。 ２．今後、条例改正や規則改正等に当たっては、押し買い等の悪質商法の根絶をはかる観点から、道内各消費生活センター等の被害事例等を踏まえ、各消費生活相談員等の意見も参酌する等して、より実効性のあるものとされたい。 ３．具体的内容について、以下の点を要望する。 ○特定商取引法における不招請勧誘の禁止（特商法第５８条の６第１項）では、単純な査定要請は「売買契約の締結の勧誘の要請」には当たらないことから、北海道消費生活条例第１６条第１項に定める不当な取引方法においては、同等の基準を定められたい。 又、勧誘意思の確認義務（特商法第５８条の６第２項）においても、同等の定めを明記されたい。
【提出先・問い合わせ先】 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課 住所 〒０６０－０００３ 札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館西棟 電話番号 ０１１－２２１－４２１７ FAX ０１１－２２１－４２１７ 電子メール kansei.shouanl@pref.hokkaido.lg.jp